

旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項の一部を改正する要項

旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1～第8（略） （雑則）</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、研修所の使用に関し必要な事項は、<u>事務局次長（総務・教務担当）</u>が別に定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和3年8月23日から実施し、改正後の第9の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1～第8（略） （雑則）</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、研修所の使用に関し必要な事項は、<u>教務部長</u>が別に定める。</p>